(c) 公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(e) 届出、許可、登録及び免許

第Ｂ・四条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、技術的及び経済的に実行可能な範囲内で、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービスについて番号ポータビリティを提供することを確保するよう努める。

第Ｂ・五条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b) 反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。

(c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第Ｂ・六条　主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a) 同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第Ｂ・七条　再販売

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対して不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第Ｂ・八条　相互接続

1　各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送網の提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、自国の法令に規定する範囲内で相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対して、ネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって、提供されること。

(b) 透明性のある、経済的実行可能性に照らして合理的な及び他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

3　各締約国は、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれかの事項に従い、当該提供者の設備及び機器を当該各締約国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a) 当該各締約国の電気通信規制機関が承認する接続約款（不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの）

(b) (c) 相互接続に関する既存の契約に定める条件

(b) (c) 相互接続に関する新たな契約（商業的な交渉によるもの）

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

6　各締約国は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はこれらの最終利用者についての商業上機微な又は秘密の情報であって、当該公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、当該相互接続業務以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

第Ｂ・九条　専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各締約国は、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

第Ｂ・十条　コロケーション

各締約国は、自国の法令に従い、合理的な、差別的でない（適時であるか否かに関するものを含む。）、かつ、透明性のある条件（適当な場合には、技術的実行可能性及び場所の利用可能性を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき、自国の領域において不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対して、当該主要なサービス提供者の建物内に当該公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の機器の設置を認めることを確保する。

第Ｂ・十一条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

注釈　「電気通信サービスの提供者」は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に限らない。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。